

# ○国立大学法人埼玉大学教育学部における教員養成に 関する諮問会議規程

〔平成27年5月29日〕  
規則第10号  
改正 平成31. 3. 5 30規則23

(設置)

**第1条** 埼玉大学教育学部に、教員養成の質の向上を目的として、教員養成に関する諮問会議（以下「学部諮問会議」という。）を置く。

(審議事項等)

**第2条** 学部諮問会議は、次に掲げる事項について、教育学部長（以下「学部長」という。）の諮問に応じ意見を述べる。

- (1) 教育学部が養成する人材像に関すること。
- (2) 教育学部のカリキュラムに関すること。
- (3) 現職教員の再教育に関すること。
- (4) その他教育学部の教員養成の質の向上に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

**第3条** 学部諮問会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 学部長が指名する本学教職員
- (3) 学外有識者

2 学部諮問会議の委員は、15名以内とし、その過半数は、前項第3号の委員でなければならない。

3 第1項第3号の委員は、学部長が委嘱する。

(任期)

**第4条** 前条第1項第3号に定める委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長等)

**第5条** 学部諮問会議に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長は、学部諮問会議を招集し、主宰する。

3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

**第6条** 学部諮問会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

**第7条** 学部諮問会議に関する事務は、教育学部支援室において処理する。

(雑則)

**第8条** この規程に定めるもののほか、学部諮問会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

- 1 この規程は、平成27年5月29日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとし、再任を妨げない。

**附 則** (平成31. 3. 5 30規則23)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。